

議案第 5 号 令和 8 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費予算

市民交流部 医療助成課

令和 8・9 年度における後期高齢者医療保険料の改定について

後期高齢者医療制度においては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、2 年ごとに保険料率を見直すこととされております。

今回の改定では令和 8 年度から創設される「子ども・子育て支援金制度」にもとづき、従来の医療分に加えて、新たに「子ども・子育て支援（納付）金」が保険料に加わります。

保険料率・賦課限度額の改定

		現行	改定後	差引
医療分	均等割額	52,791 円	58,427 円	+5,636 円
	所得割率	11.24%	10.77%	-0.47 ポイント
	賦課限度額	800,000 円	850,000 円	+50,000 円
子ども分	均等割額		1,351 円	+1,351 円
	所得割率		0.24%	+0.24 ポイント
	賦課限度額		21,000 円	+21,000 円

※子ども分は令和 8 年度から令和 10 年度にかけて 1 年ごとに見直されます。

被保険者 1 人当たりの平均年額保険料

	現行	改定後	差引
年額（医療分）	89,450 円	99,609 円	+10,159 円
年額（子ども分）		2,278 円	+2,278 円

（参考）後期高齢者負担率の改定

後期高齢者の医療給付費は、公費で約 5 割、現役世代からの支援で約 4 割、高齢者からの保険料で約 1 割をまかなうこととなっています。令和 5 年度制度改正により、「後期高齢者 1 人当たりの保険料」と「現役世代 1 人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう後期高齢者負担率が設定され、令和 8・9 年度の後期高齢者負担率は 13.27%となりました。

各年度の後期高齢者負担率の推移

H20・21	22・23	24・25	26・27	28・29	30・31	R2・3	R4・5	R6・7
10.00%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%	11.18%	11.41%	11.72%	12.67%